

平成28年12月定例会 企画財政委員会の概要

日時 平成28年12月16日（金） 開会 午前10時 3分
閉会 午後 1時 5分

場所 第1委員会室

出席委員 立石泰広委員長

齊藤邦明副委員長

宇田川幸夫委員、岡田静佳委員、田村琢実委員、宮崎栄治郎委員、
野本陽一委員、山根史子委員、山川百合子委員、大嶋和浩委員、塩野正行委員、
中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 中原健一企画財政部長、山口均IT統括幹、小島康雄企画財政部副部長、
萩原由浩改革政策局長、土田保浩地域政策局長、加藤繁企画総務課長、
山崎明弘計画調整課長、堀口幸生計画調整課政策幹、堀光敦史財政課長、
小松原誠改革推進課長、黒坂和実情報システム課長、竹中健司地域政策課長、
徳重覚市町村課長、勝村直久土地水政策課長、竹島晃交通政策課長

伊東弘道会計管理者、酒井英治出納総務課長、鈴木達也会計管理課長

上原満監査事務局長、武井大介監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
小林貞雄監査第二課長

瀧本治高齢者福祉課副課長、大木正仁少子政策課副課長

野々部勝医療整備課副課長

横塚正一農業政策課副課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第118号	平成28年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）	原案可決
第120号	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第129号	当せん金付証票の発売について	原案可決

2 請願

なし

報告事項

埼玉県行財政改革プログラム2017-2019（素案）について

【付託議案に対する質疑】

宇田川委員

- 1 権限を移譲する際に、県は市町村の受入体制をどのように確認しているのか。
- 2 農地転用の許可等のように負担が大きい事務を市町村が受け入れる際に、どのように準備をさせているのか。
- 3 県から事務の権限移譲を受け入れる市町村では、財源や、事務処理に関する知識を持った人材が必要になると思われる。県としてどのように対応しているのか。

地域政策課長

- 1 権限移譲方針において、移譲の目安を定めており、各市町村はこれに基づいて、必要な体制の整備も含めて受入れを判断している。また、毎年7月から8月にかけて地域振興センターとともに、全市町村と個別に協議を行い、受入れを希望する事務について、必要な体制が取れるかどうかを含めて確認している。ただし、県としては、移譲すればいいという考えではなく、移譲後にきちんと事務処理ができるかが、一番重要であると考えている。なお、同規模で多くの市町村が処理している事務では、意見交換会の場での確認程度にとどめているものもある。
- 2 農地転用の許可等のように事務負担が大きく、久しぶりに移譲する事務については、例えば久喜市においては県職員を派遣して準備を進めている。なお、加須市については農林振興センターがきめ細かく、必要な体制の整備や事務処理等について説明し、4月の事務開始に間に合うよう準備を進めている。また、移譲後も研修会や説明会、あるいは個別の相談によって事務が問題なく進められるように県としてしっかり支援している。
- 3 必要な財源については、埼玉県分権推進交付金を交付している。交付金の算定に当たっては、移譲事務ごとに対象市町村全てに移譲した場合の人件費や物件費の総額を積算し、その上で、一部については均等割、残りについては人口や面積、事業所数など、客観的指標に基づいて配分している。交付金の算定基準は3年ごとに見直しており、人件費単価については毎年見直している。今年2月に市町村に対してアンケートを取ったところ、92%の市町村からはおおむね問題なしとの回答を頂いている。人材面の支援では、専門的知識を要する事務もあることから、市町村の要請に応じて、県職員の派遣や実務研修生の受入れにより支援している。なお、平成28年度の県職員の派遣人数は、中核市への移行に伴う事務移譲についての派遣を含め23名である。中核市関係を除くと6名である。この6名の中には、農地転用の許可等のために久喜市へ派遣している職員の人数も含まれている。また、実務研修生の受入れは、18名である。中核市関係を除くと3名である。さらに、研修会の実施や事務処理マニュアルの提供などによりフォローをしている。

宇田川委員

事務負担が大きな事務については、移譲の基準を定めているのか。

地域政策課長

明確な基準は設けていない。しかし、事務の内容に応じて、例えば新規の事務や農地転

用の許可等のように徐々に移譲が進んだ大きな事務等については、地域振興センターでの協議に加え、県の担当課でも受け入れられるかの確認やフォローをしている。

岡田委員

権限移譲によって市民サービスの低下は生じていないのか。また、これまでの権限移譲の成果についてどのように考えているのか。

地域政策課長

市民サービスが低下したという話は聞いていない。逆に、パスポートの交付事務の移譲のように身近な場所でパスポートが取れるようになったり、屋外広告物の簡易除却などについては、身近な市町村で迅速に対応できるようになったなどの話を聞いており、そのような事務について積極的に移譲を進めている。

塩野委員

県において、権限移譲に伴い効率化が図られているような事例はあるのか。

地域政策課長

権限移譲は、行政改革というよりも、あくまで市町村のために実施しているものである。なお、権限移譲の推進で県では78人が削減されている。

山根委員

- 1 権限の移譲については、市町村との協議の上で行うとのことだが、市町村側の要望なのか、それとも県の事情や考え方によるものなのか。
- 2 今後も新たな事務について権限移譲を進めていくのか。あるいは、移譲する市町村数を拡大していくのか。
- 3 権限移譲の対象となった自治体の事務量増に伴う職員増加の見込みについてどのように想定しているのか。

地域政策課長

- 1 地方自治法に定められた協議を経て議会に条例案を提案することになっており、事前に双方で打合せを行っている。県では積極的に移譲を進めたいと考えているが、市町村側からも自分のところで受け入れたいという要望もあり、どちらからというものではない。
- 2 市町村が受入可能と想定される事務については、第四次埼玉県権限移譲方針で移譲対象事務としている。この移譲対象事務には、既に移譲を受けている市町村が少ない、あるいは全くない事務もあるため、まずは移譲を受ける市町村数の拡充を図っていくことが重要であると認識している。また、更なる移譲可能事務の追加については、調査しているところである。
- 3 農地転用の許可など、負担が大きな事務の場合には体制が強化されることもと聞いているが、市町村の定員管理の関係で、現在、確定していないところもある。類似の事務を処理している場合には、既存の体制のまま受け入れているところもある。

山根委員

今後の権限移譲について、具体的な計画はあるのか。

地域政策課長

今後の計画はまだ作成していない。

岡田委員

- 1 本県における宝くじの発売額と収益額の推移を伺う。
- 2 宝くじの発売額のうち、購入者に支払われる当せん金や県への収益金などの内訳はどのようなになっているのか。
- 3 県に入る宝くじの収益金は、どのような事業に充てられているのか。

財政課長

- 1 発売額の推移は、平成23年度が374億円、平成24年度が364億円、平成25年度が365億円、平成26年度が345億円で直近の平成27年度が336億円となっている。
収益金の推移は、平成23年度が145億円、平成24年度が142億円、平成25年度が147億円、平成26年度が141億円で直近の平成27年度が139億円となっている。
- 2 売上げの内訳については4つに大別され、一つは、当せん金であり、これが全体の47%を占める。次に、収益金であるが、全体の39.8%を占めており、これは収益として自治体に支払われるもので、直近の平成27年度では本県に139億円が入ってきている。次は、売りさばき手数料などの事務経費で、全体の12%を占めている。残りは社会貢献広報費であり、全体の1.2%を占めている。これは、外郭団体などを通じて社会貢献などに使われるものである。
- 3 収益金の使途は、当せん金付証票法や総務省令において、地方公共団体が実施する公共事業のほか、国際交流事業や文化関係事業などの11分野の事業と定められている。

岡田委員

発売額と収益額が年々減少しているが、発売増加に向けてこれまでどのように取り組んできたのか。また、今後の対策について伺う。

財政課長

これまでの取組としては、例えば、目先を変えてロト6やロト7といった今までなかった種類の宝くじを開発したり、ジャンボ宝くじの最高当せん金の上限額を引き上げたりして売上促進を図ってきた。今後の取組としては、これまでもやってきたが、新しい種類の宝くじの開発を検討していると聞いている。広報も重要であり、コマーシャルなどのプロモーションも工夫していくと聞いている。

田村委員

平成27年度の本県の宝くじの発売額は336億円で、収益額が139億円とのことだが、この金額からすると、先ほど答弁にあった収益率39.8%以上に県に戻ってきているようだが、理由は何か。

財政課長

収益金139億円の中には全国で販売しているものと、地域で販売しているものとが混

在しており、その宝くじの種類ごとに売上げの状況が異なっているため差が生じている。

田村委員

販売する宝くじは、県として選べるのか。

財政課長

全国で販売するものについては、協議会の合意に基づき一律で販売することになっており、県単独で設定することはできない。一方、地域で販売するものについては、本県も属している関東・中部・東北地方で設置する協議会を通じて発売計画を決定している。

【付託議案に対する討論】

なし